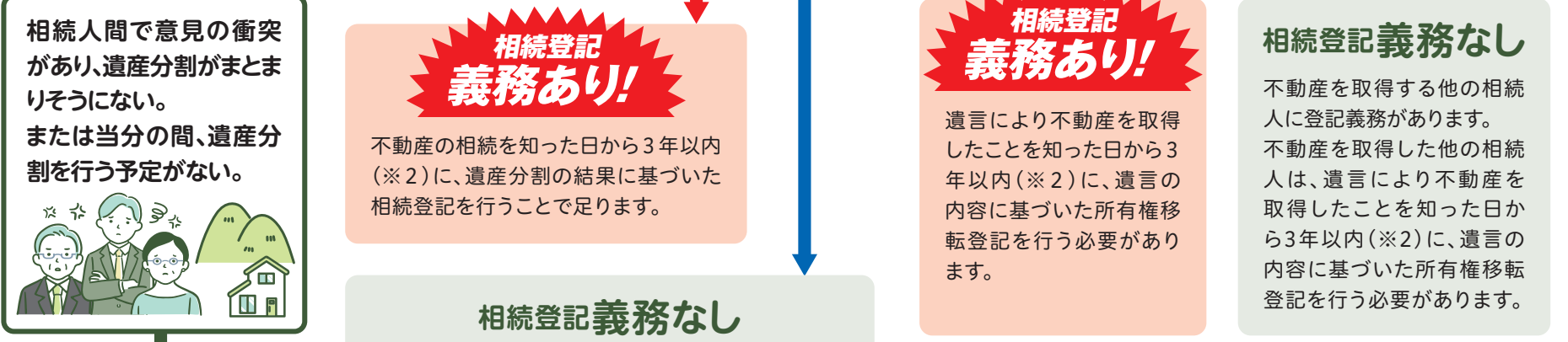
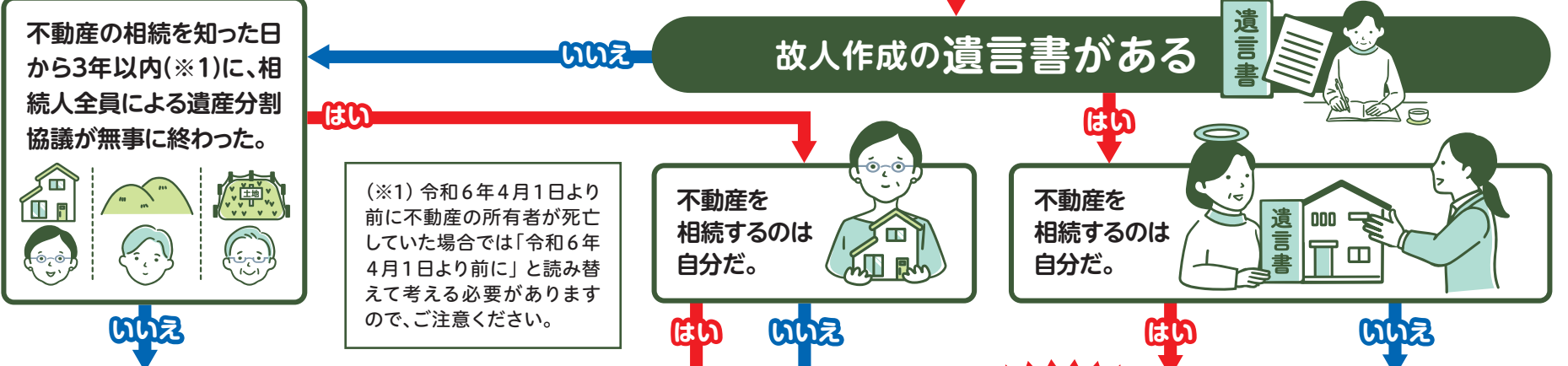


自分
関係ない?
あなたも
対象かも!?

相続登記義務チェックシート **保存版**

令和6年4月1日以降にご家族・ご親族が亡くなった場合だけではなく、令和6年4月1日より前に不動産所有者が亡くなっており、**現在、故人名義のままとなっていてしまっている不動産も登記義務の対象となります。**
(ただし、登記期限は「令和9年3月31日まで」となり、3年の猶予があります)



(※2) 令和6年4月1日より前に不動産の所有者が死亡していた場合には「令和9年3月31日まで」と読み替えて考える必要がありますのでご注意ください。既に死亡から3年が経過しているからといって、すぐに過料が科せられるわけではありません。



相続登記追加義務発生!

遺産分割の日から3年以内に、遺産分割の結果に基づいた相続登記を行う必要があります。

相続登記追加義務なし

不動産を取得する他の相続人に登記義務があります。不動産を取得した他の相続人は、遺産分割の日から3年以内に相続登記を行う必要があります。

相続は誰しも一度は当事者となることです!

いざとなったときに慌てたり、知らずに義務違反をしたりしないように、このチェックシートをぜひ保存しておいてください!

札幌大通遺言相続センター

LINE公式アカウント

お役立ちコラムの配信案内・無料相談予約

受付中! 友だち追加はコチラから! → ID:@871cqbkf

初回相談無料 無料相談予約受付ダイヤル

0120-481-310

9:00~17:00(平日) 司法書士法人第一事務所